

なにわ収納くらぶ.com 本会員規則

(名称)

第1条 本会は「なにわ収納くらぶ.com」(以下「本会」という。)という。

(運営会社)

第2条 本会の運営会社はサンポ建築設計事務所とする。

(目的)

第3条 本会は「整理収納の概念」「整理収納の必要性」「環境との密接な関わり」などを深く理解し、個々の生活スタイルに合った快適な生活空間を総合的にプロデュースする能力を身に付けた「住空間収納プランナー」に資格取得後のサポートを行うこと、および会員相互の交流を図ることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- ① 「住空間収納プランナー」養成講座および試験対策講座の開催
- ② 「住空間収納プランナー」の普及、および就業機会の拡充に関する活動や指導
- ③ 「住空間収納プランナー」のスキルアップの為のイベント・セミナー開催
- ④ 「なにわ収納くらぶ.com」の会報・出版物・教材の発行
- ⑤ 「なにわ収納くらぶ.com」の交流会

(定義および入会)

第5条 本会の「本会員」資格は、一般社団法人日本収納プランナー協会認定の「住空間収納プランナー」資格を保有し、協会員であることを条件に得ることができる。

2 本会の趣旨および目的に賛同し、本会の諸活動を支援する者であり、本会所定の申込方法により申込み、年会費を本会所定の支払い方法にて納入し、事務局の承認を得た者をいう。

3 本会の事務局は次の各号に該当する恐れのある者に対しては、予め入会の申込みを拒否し、または申込みを受けた後で、入会の承認を拒否することができる。

- ① 本会員になろうとする者が、過去に本規則その他本会の規則により、除名処分を受けた者である場合。
- ② 本会員になろうとする者について、本会の趣旨および目的に照らし、本会員として不適切であると判断される場合。

4 入会申込者が第2項の承認を得られなかった場合は、本会は当該入会申込者に対

し、すでに納入した年会費を返還する。

- 5 本会員となろうとする者は、本会へ申込みを行った時点で、本規則の全ての条項について同意したものとみなす。

(年会費)

第6条 年会費は、一人1,200円とする。なお、7月～12月の入会の場合、600円とする。

(年会費の納入方法)

第7条 年会費は その会計年度を毎年1月1日から同年12月31日までとする。

- 2 2年目以降の年会費は、毎年1月20日までに、本会所定の方法にて支払う。
- 3 振込手数料は、本会員の負担とする。
- 4 本会員が既に納入した会費は、第5条第3項にかかる場合を除いて、返還しない

(本会員の特典)

第8条 本会員は、本会より次の特典を受けることができる。

- ① 本会のサービス商品をメンバー割引価格で購入することができる。
- ② 本会が受注する以下の業務をスタッフとして業務にあたり、報酬を得ることができる。
 - (ア) イベントスタッフ業務 (ベーシック以上)
 - (イ) 収納アシスト業務 (ベーシック以上)
 - (ウ) 収納診断業務 (エキスパート以上)
 - (エ) 収納セミナー講師業務 (ベーシック以上)
 - (オ) 住空間収納プランナー養成講座講師業務 (マスターのみ)※ただし、別途以下の登録契約が必要となります。
 - (ア)～(ウ)のいずれかの業務スタッフをご希望の場合 → スタッフ登録
 - (エ)～(オ)のいずれかの業務スタッフをご希望の場合 → 講師登録
- ③ 本会が主催するオプション講座(有料)を受講することができる。
 - (ア) マナー&アシスト研修 (スタッフ登録した場合は必須)
 - (イ) CAD講座 (JW-CAD)
 - (ウ) セミナー講師講座
 - (エ) 収納診断書作成講座
 - (オ) その他
- ④ 本会が本会員に対し発行する情報、資料の提供を受けることができる。
- ⑤ 本会が主催する各種交流会に参加することができる。
- ⑥ 本会員は、その他本会が別に定めた得点を受けることができる。

(本会員の義務)

第9条 本会員は、自らの負担と責任において本会員としての活動を行い、かつ、本規則および本会の定める規則を遵守しなければならない。

- 2 本会員は、連絡先等、本会への届出事項に変更があった場合、遅滞なく本会にその変更のあった旨を届け出なければならない。

(他団体での名称等の利用禁止)

第10条 本会員は、所定の手続きにより本会の承認を経て行う場合を除いては、なにわ収納くらぶ.comの名称を利用した活動を行ってはならない。

- 2 本会員は自己の業務において、所定の手続きにより本会の承認を経て行う場合を除いては、本会が当該業務に関連しているものと第三者に誤認させるおそれのあるような形態で本会の名称やロゴマーク、および本会の著作物を使用してはならない。

(秘密保持義務)

第11条 本会員は、本会が提供した情報により、もしくは本会が主催する講座、勉強会、情報交換会、その他の催しに参加することによって知り得た、本会または他の会員、および第三者に関する情報を第三者に漏洩してはならない。

- 2 本会員は、本会を退会した後も、前項に規定する義務を負う。

(著作権)

第12条 本会作成にかかる文章、図面、写真、動画、講演その他著作物に該当する物の著作権は、すべて本会に属する。

- 2 本会員は、本会から提供された前項の著作物について、複製、録音、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる形態においても無断で利用することはできない。
- 3 本会員は、本会を退会した後も前項に規定する義務を負う。

(退会方法及びみなし退会)

第13条 本会員は、1か月前までに本会に対し所定の様式で届け出ることによって、本会を退会することができ、当該届出が本会に到着した時に、本会員としての資格および権利を喪失する。

- 2 本会員が次に掲げる自由に該当した時は、その該当することとなった時から、本会を退会し、本会員としての資格および権利を喪失したものとみなす。
 - ① 年会費の支払いが、所定の支払い期日より1か月以上遅滞したとき
 - ② 解散したとき
 - ③ 次条の規定に基づき除名されたとき

(退会勧告および除名)

第14条 次に掲げる場合に該当するとき、本会より当該本会員に対し、改善するように求めたにも関わらず、当該本会員がこの求めに応じなかった場合には、本会は当該本会員に退会勧告をし、または予告なく除名することができる。

- ① 本会員が、本会に対する届出事項について、虚偽の記載をした場合。
- ② 本会員が、日本国において定められた法令、本会の定める規則、もしくは公序良俗に反する行為をした場合。
- ③ 本会員が、本会もしくは他の会員の名誉を毀損しまたは信用を失墜させる行為をした場合。
- ④ 本会員が、本会の催しおよび本会からの業務委託を受けた場合において、宗教的活動、政治的活動、その他本会の目的にそぐわない行為をした場合。
- ⑤ その他、本会が本会員として適当でない判断した場合。

(損害賠償)

第15条 本会員が故意または過失により、他の会員または本会に対し損害を与えた場合、当該本会員は損害賠償責任を負う。

- 2 前項の損害賠償責任は、退会後においても、これを免れることができない。
- 3 本会は、本会員が発信する情報について、その正確性、安全性、有用性を保障するものではなく、本会員が事故の業務において第三者に生じた損害について責任を負わない。
- 4 本会が本規則を変更し、本会員の権利を一部変更または廃止した場合においても、本会は本会員に対し、変更または廃止によって生じた損害について責任を負わない。
- 5 第13条第2項の規定に基づき本会員が退会したとみなされたことによって、当該本会員に損害が生じても、本会は免責されるものとする。

(本会員規則の変更)

第16条 本会員規則は、必要と判断した場合には、本会員に通知することなくいつでも本規則を変更することができるものとする。

- 2 この規則の改廃の効力は、改廃後の規則が本会のホームページに掲載された翌日より発生する。

(施行期日)

制定 2017年6月1日

なにわ収納くらぶ.com 本会員登録申込書

※枠内の項目にご記入ください。

記 入 日	年 月 日
氏 名	フリガナ ㊟
住 所	〒 ー
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - M A I L	@
認定会員証	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"><p>ここに、日本収納プランナー 協会認定会員証のコピーを 貼り付けてください。</p></div>

【問合せ先】

なにわ収納くらぶ.com 事務局（サンポ建築設計事務所内）

TEL 072-896-2076

FAX 072-896-2078

E-MAIL info@sampo-ao.com